

2023



ESネクスト有限責任監査法人

監査品質に関する報告書

Transparency Report

CONTENTS

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 理事長メッセージ | 2 |
| 2. 監査品質指標 | 4 |
| 3. 経営理念・法人の文化 | 6 |
| 4. ガバナンス体制 | 8 |
| (1) 組織図 | 9 |
| (2) 法人運営・各業務 | 9 |
| (3) パートナー全体会議（社員総会）・経営会議 | 11 |
| (4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 | 12 |
| 5. 監査の品質管理体制 | 16 |
| (1) 監査業務管理担当事務メッセージ | 17 |
| (2) 監査業務の実施 | 18 |
| (3) IT（DX化） | 18 |
| (4) 監査監理担当事務メッセージ | 19 |
| (5) 品質向上への取り組み | 20 |
| (6) 品質管理の仕組み、品質管理業務に従事する人員数 | 20 |
| (7) 不正リスクへの対応 | 21 |
| (8) 重点モニタリング | 21 |
| (9) 定期的検証 | 21 |
| (10) 外部レビュー・検査の枠組み | 22 |
| (11) 新規契約の締結・更新 | 23 |
| (12) 意見審査・会計監理担当事務メッセージ | 23 |
| (13) 専門的な見解の問合せの方針及び手続 | 24 |
| (14) 審査体制 | 24 |
| (15) 職業倫理・独立性 | 24 |
| (16) 業務執行社員のローテーション | 25 |
| (17) 非監査業務に対する考え方 | 25 |
| (18) 研修制度 | 25 |
| (19) 監査ホットライン | 26 |
| (20) IPO 準備支援に対する考え方 | 27 |
| (21) ステークホルダーとの対話 | 28 |
| 6. 人財 | 30 |
| (1) 人事・採用担当事務メッセージ | 31 |
| (2) 採用方針（求める人財像）、育成方針 | 32 |
| (3) 人事フィードバック | 33 |
| 7. ガバナンス・コード対応状況 | 34 |
| 8. 法人概要 | 40 |

1 理事長メッセージ

企業を支えるインフラとして次世代を担う経営者と共に 社会のイノベーションをLeadする

最近のビジネス環境のスピードは著しく早く、現在成長ステージにある企業が、10数年もかからず、数年後には日本の次世代を担う成長企業になっている可能性があります。監査法人は資本市場のインフラと言われますが、近年、監査法人における監査の工数増加や働き方改革に伴う人手不足から、成長企業を含む新規の監査契約の締結が敬遠されており、特に成長企業が監査契約を締結できないことが日本の次世代を担う成長企業がIPOを実現する上でのボトルネックとなっていました。

ESネクスト有限責任監査法人は、デジタルがプラットフォームになる新時代において、『Next』次世代をリードする、『Entrepreneur』経営者・起業家・新規事業者・各分野のイノベーターを、様々な分野での多様な経験をベースにした高い専門能力により、『Support』支援することで、社会に貢献することをミッションとしています。

次世代『Next』の経営者『Entrepreneur』をサポート『Support』するとの法人のミッションを監査法人の名前としている完全にミッションドリブンの監査法人です。IPOそしてIPO後の新興企業の社会インフラとなることを目指しています。

社会インフラとなるためには、設立当初より、一定の規模と監査品質のための組織化を前提としています。2020年7月に社会問題解決に強い意識と行動力を持つ7名のパートナーを含めた9名によって設立した当法人は、2023年1月1日現在で設立後2年6か月を経過し、法人のミッションに賛同する多くのメンバーが集まり24名のパートナーで100名を超える組織となりました。

法人の設立時より、電子契約・電子監査調書を導入し、設立後1年8か月の2022年2月には、有限責任監査法人化を契機にして、「経営会議」制度の導入でより高いガバナンスを目指して組織的経営体制を整え、2022年4月より、経営の透明化・健全化のために、3名の社外ガバナンス委員の皆様へ経営の監視をしていただいています。そして、2023年3月31日付で監査法人のガバナンス・コードを適用いたしました。

我々は、資本市場の成長企業のためのインフラ機能の不足という社会的課題の解決に貢献するとともに、成長企業の監査を通じて次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをLeadすることが、当法人の果たすべき社会的使命であり、それを達成するための高い監査品質体制を最優先とし、高いガバナンス体制を保持してまいります。

理事長 パートナー 鈴木 真一郎



2 監査品質指標

独立性遵守回答率と違反件数

確認手続の回答率

100%

認識された違反

0件

職階ごとの人員構成

| | |
|--------|-----------|
| パートナー | 24名 (23%) |
| マネージャー | 4名 (4%) |
| シニア | 10名 (10%) |
| スタッフ等 | 59名 (57%) |
| 事務職員 | 7名 (7%) |
| 合計 | 104名 |

(2023年1月1日現在)

品質管理業務に従事する人員数

| | |
|-------------|------------|
| 審査パートナー | 10名 (兼任含む) |
| 会計監理パートナー | 4名 (兼任含む) |
| 監査監理パートナー | 4名 (兼任含む) |
| 上記に従事する専門職員 | 3名 |
| 事務職員 | 7名 |
| 合計 | 25名 (兼任除く) |

金融庁による行政処分、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく措置

なし

退職率

0%

(2022年1月1日～12月31日)

1人当たりの平均研修時間

79時間

(2023年3月末現在)

法人内部で実施した定期的検証の結果

対象監査業務

2業務

(全ての上場会社)

内部点検において検出された「監査意見に影響を与える重要な指摘事項」件数

0件

3 経営理念・法人の文化

当法人は、前述のとおり、次世代『Next』の経営者『Entrepreneur』をサポート『Support』するとの法人のミッションを監査法人の名前としている完全にミッションドリブンの監査法人です。IPO及びIPO後の新興企業の社会インフラとなることを目指しています。

当法人のクライアントの経営者（CEO）の年齢は、20歳代を含む30歳代までの合計で50%を超え、40歳代を含めると約85%となります。また、当法人のクライアントのビジネスは、フィンテックをはじめ物流、不動産、建設、教育等の既存事業×テクノロジー、フェムテック、ビューティーテック、メディカル、ヘルスケア、デジタルマーケティング、メディア、DXコンサル、動画ARVR、AI/IOT、HRテックとの人材ビジネス、カーボンニュートラル、Web3.0、宇宙ビジネス等の新ビジネス・新テクノロジー等が中心になります。

次世代『Next』の経営者『Entrepreneur』をサポート『Support』するとの法人のミッションに賛同して集まった当法人のメンバーは、若い経営者・経営陣がリードする新しいビジネスモデル・新しいテクノロジー等を基盤とする会社に監査人として対峙することになります。

成長著しい新ビジネス等に対峙する構成員は、情熱を持ち、前向きで監査人としてのより早い成長を目指しています。パートナーを中心に、早い成長を希求する構成員全員に対して、情熱をもって指導する組織文化を醸成しています。担当会社別の収益認識基準適用モニタリング、不正シナリオとリスク対応手続等のモニタリングにも、若いスタッフが参加し、ビジネスの理解、ビジネスリスク等についても早い段階での十分な理解を促しています。研修についても、監査品質研修を中心に、3週間の新人研修、職階別研修の他、DX推進研修、法人外部IPO関係者のIPO関連研修も充実させています。

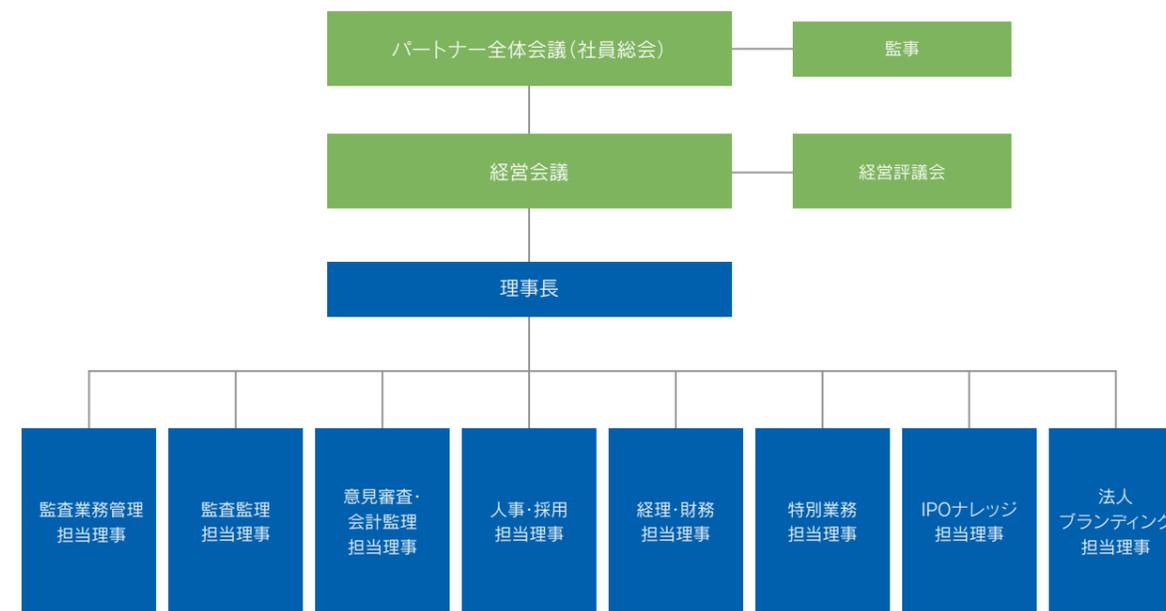
若い経営者・経営陣がリードする新しいビジネスモデル・新しいテクノロジー等を基盤とする会社ほど、DX化の推進に対して積極的です。DX環境下での監査についての高い意識をもつ組織文化を醸成しています。

多くのステークホルダーに信頼される社会インフラとなるために、法人の高いガバナンス体制の構築運用と高い監査品質を意識した高い視座をもつ法人の文化を醸成してまいります。



4 ガバナンス体制

(1) 組織図



(2) 法人運営・各業務

当法人は、法人運営を担う経営会議の構成メンバーとして、9名の理事を選任しています。理事長以外の8名の理事メンバーは各担当業務の責任者として、以下の業務を管掌しマネジメントしています。

監査業務管理

法人内の監査業務の運用の同質化を目指し、各監査チームの監査業務支援を行っています。

当法人では専門職員を3グループ体制で編成し、各グループ長(パートナー)のもと、監査業務のアサインメント管理、教育・人事フィードバック、各種ナレッジの共有、パートナー全体会議での決定事項の伝達などを行っています。また、当法人設立時より電子監査ツールを導入しており、当該

ツールの運用・管理、情報セキュリティ管理を行うとともに、傘下に、監査業務DX推進グループを組成し、昨今必要性が高まっているDX対応にも取り組んでいます。

監査監理

監査マニュアルや監査調書様式の提供や重要性の基準値の設定等、法人としての監査業務ポリシーの策定を行っています。また、監査基準や監査基準報告書の重要改正に伴う監査業務への影響について、法人内研修を行い、周知を行っています。

さらに、金融商品取引法監査、会社法監査等を中心に、法人内部の定期的検証として、クオリティーレビューを実施しています。

意見審査

監査の品質向上・維持を図るべく、監査業務の各段階における審査、及び、監査意見の審査の運営を行っています。法定監査及び準金融商品取引法監査については、監査契約締結後、監査チームから独立の立場にある審査パートナーを選任するとともに、各審査のモニタリングを行っています。

会計監理

各監査チームの後方支援として、会計論点に関する問い合わせ・相談対応、会計Q&Aの提供、収益認識などの重要テーマの法人内研修、会計ナレッジの情報発信などを行い、各監査チームの日々の監査業務において有益な情報を提供しています。

人事・採用

専門職員の採用活動(新人・中途採用含む)や人事戦略を策定しマネジメントを行っています。また、毎年実施する人事フィードバック方針や構成員の職階に応じたスキルマップの策定も行っています。

経理・財務

監査契約管理、当法人の事業計画策定、プロジェクト工数マネジメント、損益管理、財務・経理業務の統括マネジメントを行っています。



経理・財務担当理事

田代 学

特別業務

当法人の拡大に伴い、その段階に応じて特別プロジェクトを設置し対応を行っています。具体的には、当法人の有限責任監査法人化対応(2022年2月)、監査法人のガバナンス・コード対応、オフィス戦略策定、改正倫理基準対応、これらに伴う規程改定等になります。また、当法人の各業務を横断的にマネジメントする役割も担っています。



特別業務担当理事

根岸 大樹

IPOナレッジ

当法人の監査契約の多数を占めるIPO監査(準金融商品取引法監査)の監査品質を高めるため、全構成員を対象としてIPOナレッジの提供を行うとともに、IPOに関する法人内部研修の実施、IPOに知見の深い外部有識者による研修企画・対応などを行っています。また、Web3.0などのニュービジネスについては専門グループを設置し、必要に応じて専門機関へ参画しています。



IPOナレッジ担当理事

阿曾 友淳

法人ブランディング

当法人の設立趣旨を念頭に、法人ブランディング戦略、リクルートにおけるブランディング戦略のマネジメントを行っています。また、当法人の重要なステークホルダーである証券会社やVCなどとの連携を行っています。



法人ブランディング
担当理事

藤岡 大祐



社外ガバナンス委員 左から：国見 健介 / 広瀬 英明 / 丸尾 浩一

(3) パートナー全体会議(社員総会)・経営会議

パートナー全体会議(社員総会)とは、全社員で構成される法人の最高の意思決定機関です。法令定款等に定められている事項、規定等の改廃等の重要な業務事項を決定します。

理事とは、当法人の代表社員であり、経営に従事し、法人経営に責任を有するパートナーです。理事長は、法人業務執行の最高責任者として法人を代表し、法人業務を統括します。

経営会議は、理事長と理事で構成される会議体で、経営の重要事項について協議し、法人業務の具体的な意思決定及び法人の業務執行を担う機関であり、法人の経営方針の決定と諸施策のマネジメントを行っています。



左から：鈴木 真一郎 / 丸尾 浩一 / 国見 健介

(4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談

理事長：

弊法人は、次世代の経営者を支援し、社会のイノベーションを Lead することをミッションに掲げており、IPO によってグロースマーケットを目指す成長企業、グロースマーケットからさらに成長する企業のための社会インフラになるべく設立した監査法人です。

設立当初から、一定のスピードで、規模を拡大及び組織化し、そのための品質管理を前提として体制構築をしています。したがって、ガバナンス体制の構築、維持、運用は必須の課題であり、2022 年 4 月 1 日に 3 名の社外ガバナンス委員の皆様にご就任いただきました。

本日は、社外ガバナンス委員である丸尾様、国見様と共に、ES ネクスト有限責任監査法人（以下、ES ネクスト）は社会から何を求められているのか、そのために法人として整備しなければならないガバナンス体制について議論していきたいと思っています。

理事長：

2022 年 4 月 1 日に、皆様に社外ガバナンス委員にご就任いただき、1 年が経過しようとしています。監査の厳格化、DX を駆使した高度化等が求められる環境で、これまでの ES ネクストのミッション、ガバナンス体制全般、監査業務オペレーション管理体制、DX 推進、監査品質管理体制、意見審査、会計監理ナレッジ、リクルートと人財支援体制、IPO 支援体制等につきまして、現状と将来に向かっ

での取組等を 1 年かけてご説明させていただき、一定のご理解をいただけたと考えています。現状の当法人のガバナンス体制と将来に向かっての取組等に対する評価をお願いいたします。

丸尾：

この 1 年間での IPO 業界・スタートアップ業界での ES ネクストのネームバリューの浸透を強く感じます。ES ネクストが設立される前には、IPO の監査法人難民の話をよく聞きましたが、今は以前ほどではありません。その意味で日本の IPO のマーケットの中で果たしてきている役割は非常に大きいと感じます。ES ネクストは、IPO マーケットに貢献しながら急成長していますが、業務量、人財、品質のバランスを上手くとっており、計画的な組織運営が出来ているのではないかと考えます。社外ガバナンス委員もこの 1 年間、ES ネクストの理事メンバー中心にコミュニケーションも十分にとれているのではないかと思います。

一方で、過去から IPO 時の不祥事が散見されており、大手監査法人でも循環取引等の巧妙な手口での不正を見抜けなかったといった話はよく聞きます。ES ネクストでもそのような不祥事が起こらない体制になっていないかという事は常に考えています。社外ガバナンス委員としては、直接そのような問題が起こっていないかを確認することは出来ないため、人員の配置や組織のモニタリング体制が十分かをしっかりと監視していきたいと思っています。社外

ガバナンス委員として、申請期だけではなく、特に直前期 (N-1) の会社への法人としてのモニタリング体制を依頼したのもその一環です。

この 1 年間、我々社外ガバナンス委員に対して、法人の組織運営について、十分な説明責任を果たしていただいていると思います。そして、ES ネクストの成長スピード等も考え、当初から準大手レベルのガバナンス体制をめざして準備をしていると考えています。

理事長：

今お話いただいた不正リスクについては、私どもも重点ポイントだと思っています。全ての監査先につきまして、想定される不正シナリオをもとに、どのような不正対応手続を実施していくべきかを含めた監査戦略の立案に対するモニタリングを監査監理担当と審査パートナーが実施しています。国見様は弊法人のガバナンス体制について、どのように評価されていますでしょうか。

国見：

一定のクライアントの監査が実施できる体制を構築すべく、早期に組織化して、制度の設計から人財の採用、品質管理までを計画通りに進められている ES ネクストには驚かされている部分もあります。多分傍からは、ES ネクストが成長している結果論で見ている方々が多いと思いますが、経営的には人員数やクライアント数といった数

字の面だけではなく、質の面でもしっかりと整えられていると感じています。

丸尾様から、IPO 時の不正リスクへの対応のお話がありましたが、上場を目指すスタートアップは、その管理体制がまだまだ脆弱な場合も多く、スタートアップの管理体制への助言・指導は必須です。その一方、新ビジネスへのチャレンジも必要ではあります。

取っていいリスクと取ってはいけないリスクがあると思っています。その辺のバランスをうまく管理できれば、日本に欠かせない監査法人になるんじゃないかと期待しています。

理事長：

監査の厳格化、DX を駆使した高度化等が求められる環境で、現代の監査法人に求められている役割、そして、特に法人のミッションにしたがって、多くの IPO を目指すクライアントを有する ES ネクストに求められている役割についていかがお考えでしょうか。

丸尾：

ES ネクスト設立前は、IPO 監査難民問題が発生していました。ES ネクストの設立により、IPO を目指す会社に対する監査の引き受け先となっており、日本の IPO マーケットの中で、非常に重要な役割を果たしていると思います。ES ネクストのクライアントは、新しいテクノロジー・新ビ

ビジネス等のサービスを提供しており、若い30歳代、40歳代の経営者が多いと感じています。若い経営者は、DX化についてこだわりもなく、積極的であると思われます。ESネクストとしては、そのような経営者について、DX環境下の内部管理体制を適正に指導していくことが大切であると考えます。

そのような指導が出来るためには、レベルの高い、新時代に対応できる人財を採用し、しっかりと教育していくことが必要ではないでしょうか。

経験豊富なパートナーによるメンバーの直接指導、早い段階から監査業務管理所管でDX推進チームの設置、DX環境下での内部管理体制の他にも、監査手続の高度化、効率化のためのDXの活用の検討などの対応について評価しています。

理事長：

弊法人では、設立してまもなくDX推進チームを立ち上げ、直近では電子確認状も導入するなど、DX対応については最重要テーマの1つとして取り組んでいます。

丸尾：

IPOを取り巻く環境下ではDX化が進んでいるのですから、そういったDXに対するリテラシーも監査法人に求められてくるので、監査法人としても積極的な対応が必要だと思います。



国見：

監査業界においてもDX化の流れは避けられません。一方で、今までの業務を変えるには多少のリスクを伴います。だからといってリスクがなくなった段階で監査手法を変更しますとなると、逆に時代遅れになるリスクが出てきます。取るべきリスクと取ってはいけないリスクをしっかりと峻別し、対応し、そこを正しく実践できる監査法人であっていただきたいなと思います。

理事長：

弊法人では、既存ビジネス×テック、フィンテック、フェムテック、HRテック、ヘルスケア・メディカル、AI、デジタルマーケティング、DXコンサル、メディア、カーボンニュートラル、ロボティクス、宇宙ビジネス、その他テクノロジー等の新しいテクノロジー・新ビジネスを提供するクライアントに監査サービスを提供しています。Web3.0を含めて最先端ビジネスモデルの監査の受嘱とあり方についてどのようにお考えでしょうか。

丸尾：

最先端ビジネスモデルの監査の受嘱については、どれだけ注意深く監査を実施し、どれだけ十分な人財を配置したとしても、ビジネス自体が新しいものであるが故に、一定程度のリスクはあると思います。そういった場合ビジネスそ

のものの理解が大切になります。法人全体での新しいテクノロジー・新ビジネスモデルについてナレッジレベルを高めることも必要かと考えます。

国見：

同感です。株式上場を焦り、予算数値を達成しなければといった状況下では不正の誘因が高まります。通常であれば、監査人がこれはおかしいぞと気づける場合でも、ビジネスモデルの理解がないと気づけないリスクが高まります。本当にビジネスモデルの理解は大事ですね。

理事長：

我々は最先端のクライアントに対し、最先端の監査を実施していきたいと考えています。監査契約の受嘱時から、会社のビジネスの理解については常に意識しています。

理事長：

これからの監査法人、特に、次世代の経営者をサポートするという明確なミッションと明確なターゲット領域をもつ、ESネクストに求められる人財像についてどのようにお考えでしょうか。

丸尾：

この1年間で、社外ガバナンス委員と理事・パートナーの皆さんとの面談、研修会・勉強会で多くの専門職員の皆さんとお話することができました。その全員が明るい顔で法人の将来を信じ、自分自身で社会問題を解決する法人の成長に関与しているのを実感しているように感じました。次世代の経営者をサポートするという明確なミッションをもつ監査法人の一員として、是非、高い視座を持っていただきたいと思います。

国見：

新人採用が順調に進められているということもありますが、その新人の皆さんが本当にモチベーション高く業務を遂行されており、これだけパートナーが新人と距離近くコミュニケーションをとって指導出来ているので、相当なスピードで成長できていると感じています。パートナーだけでなく、今の新人が翌年度の新人を教育・指導することにより、より一層優秀な人財がESネクスト内で醸成されると思います。

公認会計士も、医者も弁護士もそうなのかもしれませんが、どんどん士業の方ってサラリーマン化しているというか、専門知識さえ持っていればいいんだ、みたいになってきていると感じています。経営者と対等に意見交換し、経営者からも対等な信頼を得ることは、自分達もパッションとかアントレプレナー精神を持って、監査の未来を自分達が創造するぐらいの想いを持っている次世代の公認会計士になって欲しいです。単なる監査をしてくれる専門家とか、IPOの実務サポート専門家としてではなく、経営者と同じ目線で語れるような熱い情熱を持った公認会計士が育ってもらえると、本当の意味で業界が変わるのではないかと考えています。今のESネクストの1期生、2期生は成長意欲の高い優秀な人財ばかりですが、今後採用人数が増えていった場合、そのあたりが薄まってくる可能性もありますので、優秀な監査人を育成する土台作りは継続的に行っていただきたいと思います。

理事長：

本日は貴重なお話をありがとうございました。



5 監査の品質管理体制

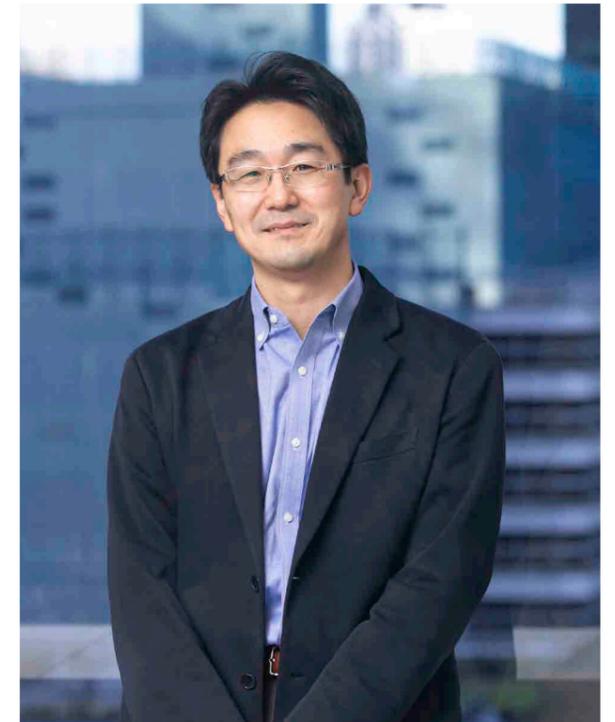
(1) 監査業務管理担当理事メッセージ

当法人は、企業成長を支えるインフラとして次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをLeadすることを目指し、2020年7月より業務をスタートしました。

これらの経営理念の実現のためには我々自身が社会からの信頼を得ることが重要となります。監査法人である我々に求められているものは高品質な監査業務の遂行であることは明白です。社会からの信頼を得るべく常に監査品質の向上を最優先課題として、監査法人としての業務を遂行しています。

ここ数年、リモートワーク環境の定着、DX進展、メタバースを用いたサービスの提供、Web3.0領域における新たなビジネスモデル、ゼロトラストセキュリティに対する需要の増加などビジネス環境に大きな変化が生じています。これに伴い監査法人に対する社会の期待も変化し続けています。多様な働き方を受容する組織風土の醸成と積極的なIT活用とIT投資の継続により、これらの期待に応えていきたいと考えています。

経営理念に共感する優秀な人財の採用と育成は非常に重要です。監査業務に関する研修プログラムや対話を基本としたOJTの実施のほか、継続的なトップメッセージの発信、宿泊研修等のメンバー間コミュニケーション機会の確保など、メンバーにとっての安心安全な環境の提供に取り組んでいます。



監査業務管理担当理事 加藤 健一

(2) 監査業務の実施

監査業務管理は、監査基準や監査基準報告書等及び公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会の検査結果等に対応した監査業務の実施のため、各監査チームの監査業務の品質向上のための支援活動を行うことによって、法人全体として監査品質向上を推進する役割を担っています。具体的な取り組みとしては、監査監理、意見審査・会計監理及び人事採用等の担当理事と密な連携をとり、一元管理された監査契約情報による適切な人員配置、ITやTAXなどの専門領域に対する専門家のアサインなどによる監査品質の確保、残高確認状など画一的処理が可能な業務のアウトソーシングによる業務効率化など、限られた監査資源で有効な監査が進められる環境の構築運用を進めています。また、監査調書は、法人設立当初より電子的に作成することとしており、監査マニュアルに対応した調書フォーマットを提供することで監査調書の均質化と効率化を図っています。すべての監査業務において作成された調書は監査調書の管理ソフト「CaseWare Working Papers」に保管し、網羅的に管理可能な仕組みを構築しています。「CaseWare Working Papers」内の構成は監査基準等に準拠したものとされており体系的な調書作成が可能となっています。

(3) IT (DX化)

監査業務DX化

ITテクノロジーの急速な発展はこれまでのビジネス環境に大きな変化をもたらしています。こうした環境下においては伝統的な監査手法のみではなく、ITテクノロジーを活用した新たな監査手法の利用が求められています。

会計システムや開示書類作成ツールのクラウド化の進展により会計データ等への直接のアクセスが可能となり、監査に必要な情報を自ら収集することも可能となっています。各種ツールの利用方法の理解が重要となるため、これらの操作方法についての研修を実施しています。当法人では、監査調書の電子化に加え、電子確認状システムの利用を進めるほか、仕訳テスト、サンプリングツールの開発、単純な入力作業やWEB情報の転記などはRPAの利用による省人化を進めています。また、Web3.0関連ビジネスの監査対応としてブロックチェーンの取引記録を検証するための監査ツールの開発を進めています。このほかりモートワーク等の多様な働き方の実現や円滑なコミュニケーションを支援するためのIT環境の整備を継続して行っています。

セキュリティ体制

当法人では、職業的専門家としての守秘義務を果たすため、業務上入手したデータの漏洩や不正利用を防止するための情報セキュリティ体制を整備しています。メンバーに対しては、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を正しく理解し、情報を適切に取り扱うために、継続的な教育研修を実施しています。監査業務において使用するPC及びスマートフォンはすべて法人から提供された情報機器のみを利用しています。このため、すべてのPC及びスマートフォンでの最新OSの適用、アンチウイルスソフトの導入、ネットワークへの侵入検知システム(IDS)機能及び侵入防止システム(IPS)機能を有する強固なファイアウォールの適用、インターネット等を通じた通信情報の監視・管理、流出情報の追跡が可能となっています。また、適切な権限付与と定期的な棚卸の実施が可能なアクセス権管理体制を構築しています。

(4) 監査監理担当理事メッセージ

監査業務を取り巻く環境は、社会の変化とともに常に変化し続けています。ICT技術の進展による各種ビジネスのデジタル化に加えて、コロナ禍により従来の様々な行動様式は大きく変容しました。監査業界では、2022年に公認会計士法が15年ぶりに改正されたほか、監査法人コーポレート・ガバナンスの改訂や新しい品質管理基準の導入、主要な監査基準報告書の改訂などが行われ、監査品質の維持・向上に向けた取り組みが継続して行われており、これらの要請に絶え間なく取り組み対応しなければ、変化し続ける社会からの期待に応えていくことはできないと考えています。当法人の監査先は、上場企業を含め、最先端の技術やWeb3.0を含むインターネット・サービスなど社会に革新的なサービスを提供するスタートアップから主に構成されており、会計基準を含む既存の枠組みやこれまでの解釈では判断できない場面や事象が生じることも予想されます。当法人では、これらの監査環境を踏まえて、監査業務を支える全ての構成員が適切に監査品質を維持・向上できる仕組みの構築と、社会からの期待に応える監査の提供に取り組んでまいります。



監査監理担当理事 今井 春夫

(5) 品質向上への取り組み

当法人では、監査業務の品質向上のため以下の取り組みを実施しています。

全構成員が閲覧できるイントラネット掲示板トップ画面において、OUR VISION「企業成長を支えるインフラとして次世代の経営者をサポートし社会のイノベーションをLeadする」、及びCOMMITMENT「新興市場とIPOの社会インフラとして適切な組織体制を構築運用し、DXを駆使して高度な監査を実施する。」を掲示し、全構成員に周知しています。監査チーム内での継続的なOJTの実施を前提として、入所時研修のほか、職階別研修、全構成員向け研修、全専門要員向け研修を企画し、年間を通じて実施しています。

監査基準等を踏まえた監査マニュアルや審査を含む各種

監査調書様式、モニタリングフォームを整備しています。監査チームは、監査業務期間にわたって実施される審査を通じて、監査業務についての協議を審査パートナーと実施します。また、監査チームは、重要監査項目について、会計監理パートナー、監査監理パートナー等によるモニタリング時に協議と点検を行います。イントラネット掲示板や研修等での周知事項について、業務での適用状況を審査や日常的な監視、定期的な検証を通じて点検し、その結果について各種品質管理活動の改善に反映しています。

(6) 品質管理の仕組み、品質管理業務に従事する人員数

当法人は、当法人及び個々の監査業務における品質を確保するため、監査基準等に準拠して当法人における品質管理に関する方針及び手続を定めています。最高経営責任者である理事長を品質管理のシステムに関する最終的な責任者と定め、品質管理担当責任者を配置し、品質管理のシステムの整備及び運用を行っています。業務執行社員は、監査クライアントとなる企業に監査業務を提供する責任を負い、当法人の品質管理のシステムに基づき監査を実施します。

審査パートナーは、監査チームの外から監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため、十分かつ適切な経験と職階等の資格を有する者が、個々の監査業務毎に選任され審査を実施します。会計監理パートナー・監査監理パートナーは、個々の監査業務の日常的な監視や定期的な検証のほか、監査チーム及び審査パートナーの業務が適切に実施されるよう支援をします。審査を含む品質管理活動に従事する構成員は以下のとおりです。

| | |
|-------------|-----------|
| 審査パートナー | 10名(兼任含む) |
| 会計監理パートナー | 4名(兼任含む) |
| 監査監理パートナー | 4名(兼任含む) |
| 上記に従事する専門職員 | 3名 |
| 事務職員 | 7名 |
| 合計 | 25名(兼任除く) |

(7) 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスクに対応する品質管理の責任者を定め、不正リスク対応基準に基づき不正リスクに留意した品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしています。

監査業務の実施にあたり、当法人は不正リスクに関する研修や日常的監視を行い、専門要員は監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持または発揮することとしています。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、不正審査対応委員会における合議によりリスク評価の見直しや対応手続の結果入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価について審査します。必要な場合、当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。また、日常的監視として不正リスクの識別、評価及び対応手続の実施に関するモニタリングや定期的な検証を行い、監査業務における不正リスクへの対応状況について、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されるよう監査チームを支援し、適切に実施していることを確かめています。

(8) 個別監査業務のモニタリング

当法人は、品質管理の維持・向上の観点から、個々の監査業務の実施状況をモニタリングすることとしています。日本公認会計士協会が公表する品質管理レビューの方針や実施結果、公認会計士・監査審査会が公表する検査結果事例のほか、監査対象となる企業の特徴、新たに適用される会計基準や監査基準及び関連する法令の改正内容等を踏まえて品質管理上の重点事項を洗い出し、モニタリング項目として設定しています。原則として、1年以内に監査報告書を提出する予定の監査業務を対象にモニタリングを実施することとし、監査チームの体制や業務の進捗状況を踏まえて個別の監査業務毎にモニタリングの時期を決定し実施します。モニタリングは、監査チーム及び審査パートナー以外のパートナー及び必要に応じて職員(マネージャー)から構成される品質管理レビューアーによって独立性の確認、契約の締結及び更新からリスクの識別と評価、リスクに対応する手続の計画と実施、入手した監査証拠の評価と検出した虚偽表示の評価や監査意見の表明並びに審査パートナーによる

審査の実施状況を含む監査業務全般を対象として実施します。モニタリング結果と発見事項に対する改善施策は、当法人の品質管理システムや個々の監査業務の品質向上に役立てるため研修等を通じて定期的または適時に構成員に周知します。

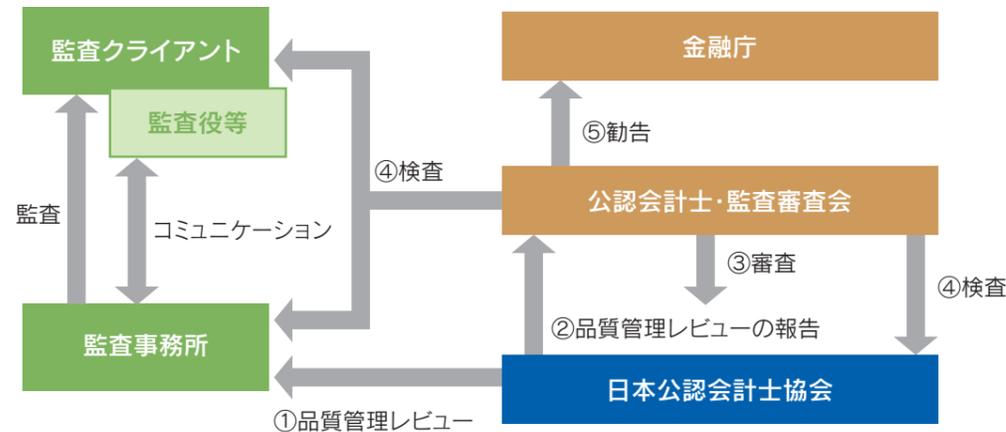


(9) 法人の品質管理のモニタリング

当法人は、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者が、品質管理システムの有効性を検証するためのモニタリングを実施しています。当該品質管理システムのモニタリングによって発見された不備事項は、その影響を評価した上で、経営会議に報告されます。経営会議の報告を受け、理事長パートナーは、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者に対して改善措置による是正を適時に指示します。個別の監査業務に対するモニタリングは、定期的又は適時に実施しています。個別の監査業務のモニタリングによって発見された不備事項も同様にその影響を評価した上で、対象となった監査業務の業務執行社員に対して指導又は改善措置による是正を指示します。併せて必要な場合、法人の品質管理システムに対して改善措置による是正を実施します。発見された不備事項やその是正措置の内容は、定期的又は適時に専門要員へ研修等による周知を実施しています。

(10) 外部レビュー・検査の枠組み

監査法人に対する外部レビュー・検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会による検査があります。当法人は、外部レビュー及び検査への対応を重視しており、レビューアや検査官との対話や指導を通して、当法人における監査品質をさらに向上させることのできる貴重な機会と考えています。



日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に1回通常レビューが実施されます。また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事象が生じた場合には、当該事象に関連する特定の分野等について特別レビューが実施されます。

品質管理レビューの結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては、改善勧告が行われ改善状況の報告が義務付けられています。監査事務所に対しては、これらの品質管理レビューの結果に応じて、注意、厳重注意、監査業務の辞退勧告といった措置が講じられることがあります。また、上場会社監査事務所登録名簿への品質管理レビューの結果の開示や、登録名簿からの登録の取消し措置がとられることがあります。

当法人は、過去の品質管理レビューにおいて、上記の措置を受けたことはありません。

公認会計士・監査審査会による検査

金融庁に設置された独立の行政機関である公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会からの品質管理レビューに関する報告を受け、内容を審査するとともに必要に応じ

て監査事務所等への立入検査等が実施されます。立入検査の結果、監査事務所の品質管理が著しく不十分である場合及び監査業務が法令等に準拠していないことが明らかとなった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は、公認会計士・監査審査会からの勧告を受けて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令などの行政処分を行います。

当法人は、これまでに行政処分を受けたことはありません。

金融庁による行政処分、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく措置

なし

(11) 新規契約の締結・更新

新規の関与先と契約の締結、既存の関与先と契約の更新又は新たな契約の締結を行う場合には、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手し、監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価します。一定の要件に該当した場合には、契約審査担当パートナーが合議を行い、当該リスク評

価の妥当性について検討します。受入できないリスクを識別した場合や反社会的勢力との関連が認められた場合には契約の締結は行わないこととしています。すべての監査契約はパートナー全体会議での承認を経て、締結しています。

(12) 意見審査・会計監理担当理事メッセージ

当法人の多くの監査クライアントは、日本の将来を牽引されていく成長性の高い企業が多く、ニュービジネスにもチャレンジされています。そのため、監査業務においては特にビジネスの理解、リスク認識とその対応手続が非常に重要となり、中には既存の枠では答えを出しづらい会計判断が必要となる場面もあります。当法人のパートナーは、大手監査法人出身かつ監査品質管理に熟知したメンバーで構成されており、その経験と知見を結集するとともに、各構成員とのFace to Faceのコミュニケーションを重要視しています。審査プロセスや法人内の会計相談対応は、監査品質管理の重要なパーツであり、この確実な運用を通して各構成員一人ひとりの品質向上にも貢献して行きたいと考えています。



意見審査・会計監理担当理事 中川 真紀子

(13) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査チームが判断に困難が伴う重要な事項については、業務執行社員は、当該事項を審査パートナーに事前に相談を行うこととしています。法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行うこととし、業務執行社員は当該問い合わせに対する最終見解を得て判断する方針としています。

(14) 審査体制

審査パートナーの選任

当法人では、各監査クライアントのビジネスモデル、規模、その他必要となる専門的な知識の諸要素を考慮し、監査業務ごとに、監査従事年数が豊富なパートナーの中から最適な者を、審査担当理事が審査パートナーとして指名することとしています。

審査パートナーは、監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価し審査しています。

合議制による審査会

上記の審査パートナーによる審査だけでなく、法人所定の個別案件審査チェックリストに基づき重要な審査案件がある場合には、合議制の審査会（上級審査会）を開催し、監査上の判断について慎重に審査を行う体制としています。

上級審査会は審査担当理事が審査委員長となり、当該理事が指名した他の理事メンバーで構成されており、案件によっては、他パートナーの意見も聴取しながら、深度のある審査業務を行っています。

(15) 職業倫理・独立性

職業倫理に関する規定等の遵守

当法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針及び職業倫理に関する解釈指針

等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けています。

インサイダー取引防止

当法人では、インサイダー取引防止規程を定め、当法人所属のパートナー、専門職員、事務職員は、特定有価証券等（上場株式、上場社債等）の取引を制限しています。

また、当法人への入所時においては、すべての役職員より、当法人のインサイダー取引防止規程を遵守する旨の誓約書の提出を求めるとともに、インサイダー取引の防止及び啓発を図っています。

独立性を確保する体制

監査クライアントに対する独立性の確保は、監査業務を実施する前提であり、監査に対する信頼性を確保する基本となります。当法人では、独立性遵守の確認のため、毎年、監査契約締結前、全構成員に対して、日本公認会計士協会所定の「監査人独立性チェックリスト」の確認を義務付け、抵触がない旨の報告を受領することとしています。仮に、独立性が確保されない状況になった場合は、各構成員は、速やかに審査担当理事に報告することを義務付けています。



(16) 業務執行社員のローテーション

業務執行社員には、適用される法令等に基づき、定期的に交代することが義務付けられています。当法人では、業務執行社員の選任及び交代は、監査クライアントが属する業界、ビジネスモデル等に関する知見・経験を考慮し、深度のある企業環境の理解とリスクの識別を行った上で、批判的かつ深度のある監査業務ができるように最適のパートナーを選任しています。

業務執行社員のローテーションについては、「業務執行社員等の選任及び交代制度に関する規程」に基づき、独立性と職業倫理に関する法令等を遵守する観点から、連続する7会計期間を超えて関与してはならない旨を定めています。なお、審査パートナーも同様のルールを適用しています。

(17) 非監査業務に対する考え方

当法人は、「資本市場のインフラ機能の不足という社会的課題の解決に貢献するとともに、成長企業の監査を通じて次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをLeadする」というビジョンに基づき設立した経緯があるため、原則として全てのリソースを監査業務に集中させています。したがって、非監査業務についてはIPO準備会社に対するショートレビュー（短期調査）など、監査業務と密接な関係がある業務に限定しており、2022年12月期については、全収入に占める非監査業務収入割合は9.5%となっています。

(18) 研修制度

当法人において、専門要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるために、専門要員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。

日本公認会計士協会所定の「継続的専門研修制度（CPE）」については、毎年3月末までに、パートナーは年間70単位以上、専門要員（公認会計士）には年間50単位以上の取得を義務付けています。

また、日本公認会計士協会のオンライン研修テーブル（CP

Eオンライン）の中から、監査品質管理及び職業倫理に係る研修テーマを中心に、毎年、必須研修項目を選定し、公認会計士及び日本公認会計士協会準会員全員に受講をするよう指示しています。

当法人では、法人内研修プログラムを多数実施しています。具体的には、監査基準報告書等改正に関する研修、日本公認会計士協会レビューに係る研修、不正リスク及び不正事例に係る研修、収益認識に係る研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修の他、職階ごとに必要とされるスキル習得に係る職階別研修、新人研修（毎年2月に3週間）も実施しています。



(19) 監査ホットライン

外部通報

当法人の監査業務等の品質向上に利用するため、監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、当法人のホームページ上に「監査ホットライン」を開設しています。

通報を受けた場合、通報窓口責任者が事案について調査の要否、調査方法等を検討します。

通報の内容が、当法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等(公認会計士の独立性・倫理規程違反、インサイダー取引等を含む)またはそれらのおそれがある行為であった場合は、事案により、不正対応審査委員会または経営会議に報告し協議します。

通報窓口責任者は、必要に応じて専門家の助言等を受けながら、調査を実施し、調査結果は事案により経営会議またはパートナー全体会議に報告されます。

内部通報

構成員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適切な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報制度を制定しています。

構成員等が通報できる環境をより多く用意し、通報者の匿名性確保や通報内容についての公正な判断が出来るように、通報窓口として法人内部だけではなく、法人外部窓口を設置しています。

通報窓口責任者は通報の内容について、必要に応じて関連する部署メンバーや外部専門家からなる調査チームを設置し、事実調査を行います。通報の内容、対応状況、結果は経営会議に報告されます。

通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対していかなる不利益な取扱いも行わず、通報者等を保護します。

(20) IPO 準備支援に対する考え方

当法人は、IPOにおける新規の監査契約締結が敬遠されている状況を解決し、成長企業の監査を通じて、経営者のイノベーションをLeadすることを経営理念としており、IPOに関する準備支援と監査契約は、資本市場のインフラとして重要な機能と考えています。

IPOは、資金調達が多様化、知名度や信用力の向上、優秀な人材の確保等により更なる成長を果たし、次世代の日本をLeadする可能性となる企業成長の重要な機会であります。株式上場後は、株主をはじめとした様々なステークホルダーに対する社会的責任が増大し、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を図っていく必要があります。そのためには、適時適切なディスクロージャー体制を構築するとともに、組織的な企業統治体制を構築する必要があります。しかし、IPO準備会社においては、創業間もなく上場準備に入ったり、急速な成長に対して管理部門に十分な経営資源が投入されていない等の理由により、上場会社に求められる内部管理体制が整備されていない場合も多く、いかに適切な組織を構築し、ガバナンスや内部統制が有効に機能するようにするかが重要な課題となります。さらに、IPOへの強いインセンティブやプレッシャーから健全な企業の成長よりもIPOすること自体が目的化し、不正等のリスクも高まりやすい状況です。

昨今では、これまでにない技術・サービスやビジネスモデルでイノベーションを実現し、更なる成長のためにIPOを目指している企業も増加しており、これらに対応した内部管理体制の構築や会計、税務、法務等についても新たな対応が必要な場合が増えていきます。

以上のような状況から、当法人はIPO準備会社に対して、以下のような取り組みを行っています。

高品質な監査の実施

当法人のパートナーは、豊富な監査経験を有し、高度な監査品質を実現できる者を基準に登用し、IPO準備会社に対しても高い監査品質を維持することを最重視しています。また、内部統制の構築段階から積極的に助言し、有効性と効率性を考慮した内部統制の構築を支援することにより、監査リスクの低減も図っています。

企業の成長過程における各種課題への適切な助言

形式的な監査や指導とならないよう当法人のパートナーは、監査業務の他、事業会社の役員、証券会社、コンサルティング業務等のIPO準備会社側の知識や経験も有しており、経営者との適切なコミュニケーションを通して、ビジネスの理解や対話を深め、企業の成長過程における各種課題に対して、適時・適切な助言を行い、企業の成長をサポートしています。

IPO関係者とのコミュニケーション

主幹事証券会社等のIPO関係者とタイムリーなコミュニケーションを図り、経営者と協働して、IPO準備会社の各種課題解決を図っています。

IPOへの課題解決支援

IPO準備会社に対しては、監査契約締結前にショートレビュー(短期調査)を実施し、IPOに向けての課題抽出及び助言を行っています。最新の情報に基づく課題抽出や実務的かつ効果的な助言を行うため、取引所審査事例等、IPOに関する研修を定期的に全職員対象に実施し、IPOに関する知見の維持、向上を図っています。

当法人は、パートナー及び職員全員がIPOに関するショートレビュー(短期調査)に関与する体制としており、IPOに関する知見や経験が豊富なパートナーやマネージャーがOJTに



より各メンバーを指導しています。法人全体としても、IPOナレッジチームを設け、課題事例、検討事項等のIPOナレッジを集約し、各担当者の課題抽出や助言の質の維持・向上を図り、監査チームを支援しています。

原則、ショートレビュー(短期調査)と監査契約は同一のパートナーが担当し、監査も見通したショートレビュー(短期調査)を実施しており、IPO準備会社に対するコミュニケーションの継続を図っています。

IPO準備監査への適切な資源配分

当法人は、IPO準備監査の適切な資源配分を行うため、すべてのIPO準備監査クライアントの決算期、事業内容、上場申請期、進捗状況等を把握し、各パートナー、インチャージ、コアメンバーを一元管理し、監査品質の維持、全職員の業務負荷、知見、経験等を考慮し、経営会議及びパートナー全体会議にて監査チームを決定しています。

新技術・新ビジネスへの対応

特に専門的に研究、検討する必要があると考えられる新技術や新ビジネス等については、専門チームを組成し対応しています。2022年3月にWeb3.0ビジネスチームを結成し、ブロックチェーン及びトークンビジネスの理解や会計処理上の論点等を検討しています。

(21) ステークホルダーとの対話

対監査クライアント

監査クライアントのビジネスモデルの理解、最新の経営環境などにつき、深度をもって理解するために、経営者等とのコミュニケーションを定期的実施しています。当該コミュニケーションは、監査計画時及び期末前は必須とし、経営環境の変化に応じて、密なコミュニケーションを図るよう努めています。

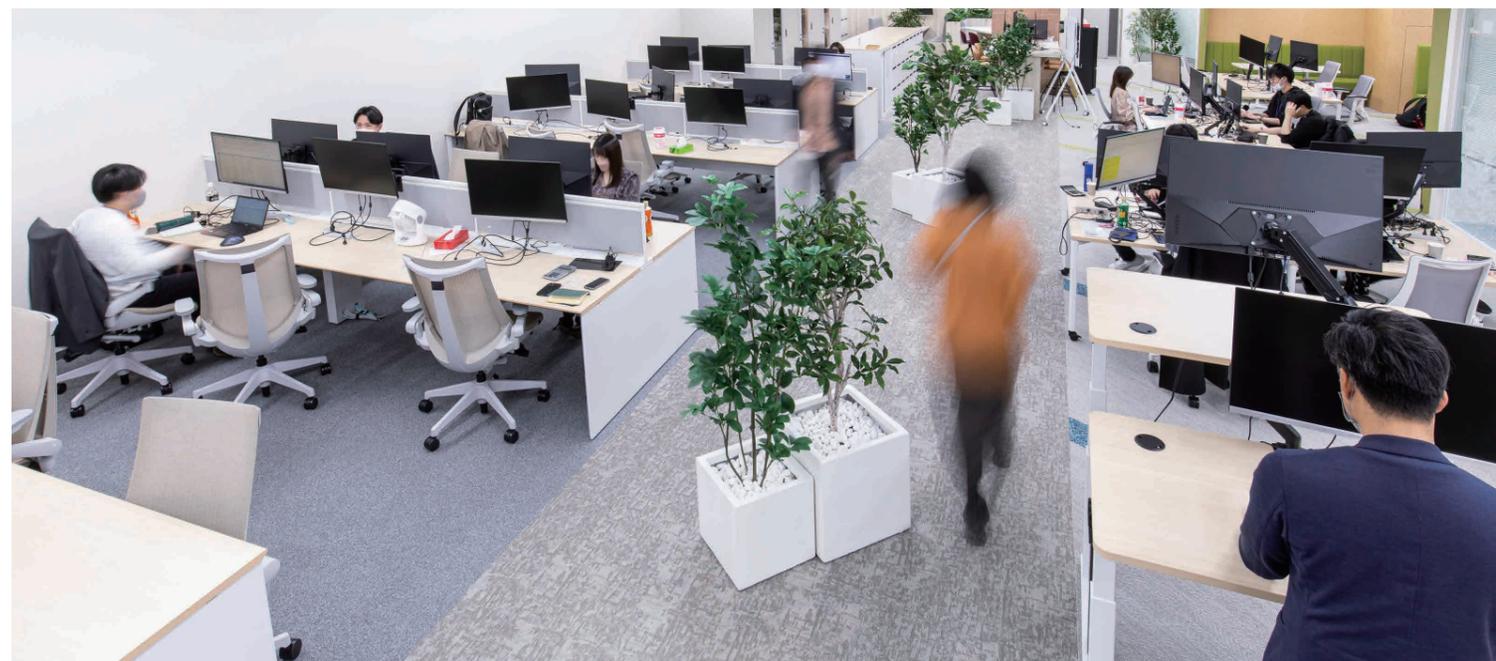
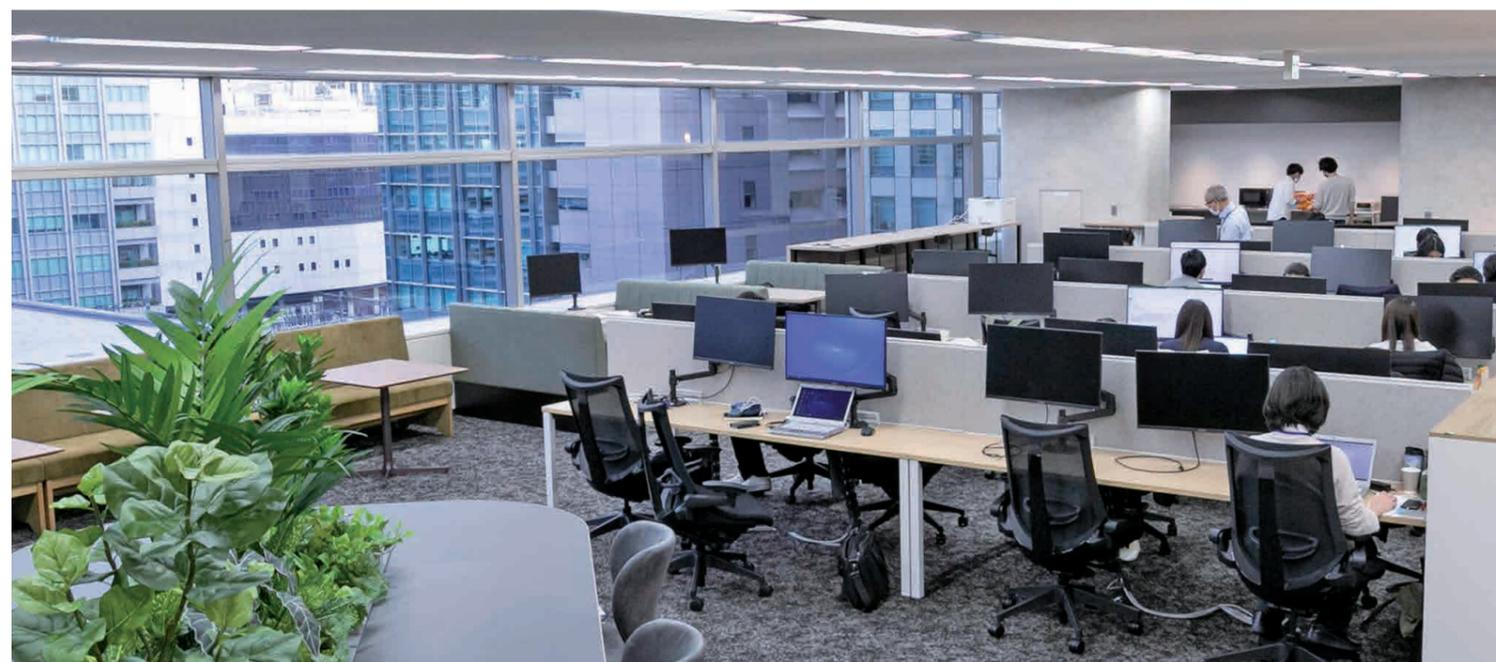
監査役等や内部監査担当者とは、監査役監査や内部監査の結果の情報交換を行うなどの積極的な議論を行い、三様監査会を通して双方の協力関係を深め、重要な論点については、タイムリーに十分な協議を行うことで、より深度のある監査を目指しています。また、上場会社の監査クライアントについては、監査上の主要な検討事項(KAM)について、計画段階からコミュニケーションを行っています。

対資本市場の参加者等

当法人は、IPOクライアントについては、証券会社等との面談を通じて、監査の実施状況や監査法人への期待・役割等を把握することに努め、そこから得られた知見を当法人の法人運営に活かすよう努めています。

対日本公認会計士協会

日本公認会計士協会とは、定期的に意見交換を実施する機会をいただいております。当法人の監査業務体制や監査業界を取り巻く環境やその課題について、有意義なディスカッションを行っています。



6 人財

(1) 人事・採用担当理事メッセージ

ESネクストでは、設立当初から、持続的に高い監査品質を確保するためには、人財の確保・維持こそが最重要であると考え、全社一丸となって体制整備を行ってまいりました。誠実かつ協調性及び成長意欲のある人財を「採用」し、採用した職員について高度な人格と職業的専門家としての能力を「育成」し、育成の過程においてパートナー・職員が士気を高め成長意欲を持続するための「環境づくり」を行い、監査品質を重視した成果を「人事フィードバック」することとしています。



人事・採用担当理事 落合 誉

(2) 採用方針 (求める人材像)、育成方針

【人材採用方針】

ESネクストでは、大きく4つの観点から採用活動を行っています。

当法人の理念・ミッションに共感していること

ESネクストでは、日本の未来のため、監査を通じて「次世代の経営者を支援する」ことをミッションとしています。そのため、監査クライアントは、次世代を担う最先端のビジネスモデルを持つ急成長企業が多くあります。したがって、監査にあたっては、会計等の知見はもちろんのこと、監査クライアントが置かれている市場環境、ニーズの把握等、ビジネスモデルの本質を理解する意欲と能力が必要となります。その結果、適切な職業的懐疑心を発揮することができるようになります。

また、IPO監査にあたっては、批判的機能はもちろんのこと、指導的機能も必要となります。

そのような意欲と能力を兼ね備えるために、まずはESネクストのミッションへの共感と情熱を求めています。

誠実かつ協調性があること

公認会計士として高度な人格を形成し、職業的専門家として常に能力を磨くために、誠実であることが求められます。また、監査はあくまでチームとして実施すること、ESネクストとしての一体感や組織風土を醸成するためにも、個人よりも組織・チームを優先できる協調性が必要となります。

高い成長意欲を保持していること

ESネクストにおける監査クライアントの経営者はビジネスに深い情熱を持ち、成長著しい会社が多くあります。そうした会社(経営者)を支援するというミッションの実現に向け、ESネクストも成長していく必要があります。そのために、職員個人が、高い成長意欲を保持し、監査・会計・IPO等の知識・経験を備え、職業的専門家として能力を継続的に磨いていく必要があると考えています。

原則として常勤採用

永続的に高い監査品質を確保するためには、単に監査人数を確保するのみならず、人員の質の向上とその働き方も重要であると考えています。そのため、可能な限り常勤職員の採用を優先し、常勤職員の比率を高めていく必要があると考えています。

【人材育成方針】

成長意欲の高いパートナー・職員が、高度な人格を有し職業的専門家としての能力を開発し継続的に育成することを目的として、下記の取り組みを行っています。

研修制度

P25(18)をご参照ください。

環境づくり

ESネクストでは、働き方改革の一環としてリモートワークを認めつつも、スタッフ(公認会計士試験合格者)は原則出社とし、パートナー・先輩職員(公認会計士)もできる限り出社を推奨しています。

パートナー・先輩職員から対面で効率的にOJTを受けられるのみならず、パートナー・先輩職員の所作から学んだり、分からないことをすぐに聞ける環境づくりをすることで、成長速度を早めることができると考えているためです。

そのため、働きやすくコミュニケーションしやすい内装、デスク、イス、モニター等に加え、福利厚生の一環として、無料で飲料や軽食を用意することで毎日出社したくなるオフィス環境を整備しています。

今後も、パートナー・職員が士気を高め成長意欲を持続するために、ソフト及びハード両面での環境づくりを積極的に取り組んでいきます。

(3) 人事フィードバック

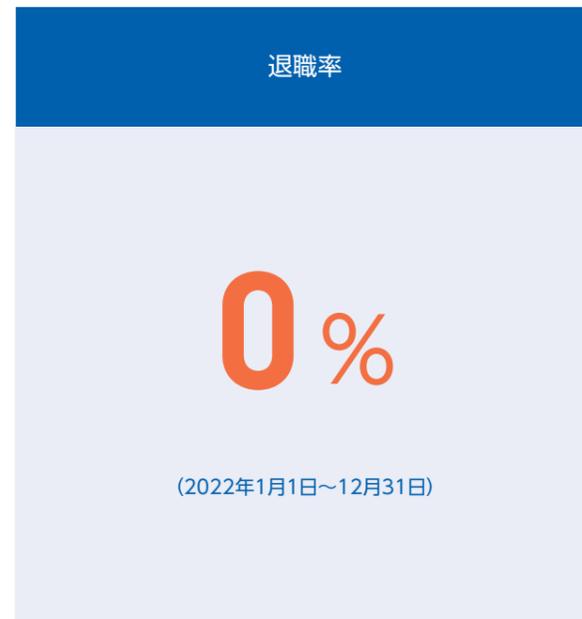
人事フィードバック

監査品質を重視したフィードバック制度を整備し、職階ごとに複数の上席者が関与することで、公平性・透明性の確保に努めています。

職員については、IPO監査を行うに当たり職業的専門家として必須となるスキルを網羅的にまとめたスキルマップシートと、監査品質・責任感・コミュニケーション・チームワーク・法人貢献等の項目をまとめたコンピテンシーシートを使用して、年に2回の自己評価を行うとともに、複数の上席者がフィードバックを行い、最終的にパートナーが面談しコーチングしています。

個人が足りないスキルやコンピテンシーを理解・把握することで、自律的・意欲的に自己研鑽に励み、自身の成長のみならず、法人全体の監査品質の向上に寄与していると考えています。

| 職階ごとの人員構成 | |
|---------------|-----------|
| パートナー | 24名 (23%) |
| マネージャー | 4名 (4%) |
| シニア | 10名 (10%) |
| スタッフ等 | 59名 (57%) |
| 事務職員 | 7名 (7%) |
| 合計 | 104名 |
| (2023年1月1日現在) | |



第1期生



第2期生

7 ガバナンス・コード対応状況

| 原則 / 指針 | 原則 / 指針の内容 | 記載箇所 | 該当頁 |
|---------|--|--|---------------------------------|
| 原則 1 | 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。 | | |
| 指針 1-1 | 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 | 1. 理事長メッセージ 3. 経営理念・法人の文化 4. (1) 組織図 5. (1) 監査業務管理担当理事メッセージ | P2 P6 P9 P17 |
| 指針 1-2 | 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 | 3. 経営理念・法人の文化 5. (15) 職業倫理・独立性 5. (16) 業務執行社員のローテーション | P6 P24 P25 |
| 指針 1-3 | 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。 | 5. 監査の品質管理体制 5. (18) 研修制度 6. (1) 人事・採用担当理事メッセージ 6. (2) 採用方針（求める人材）、育成方針 6. (3) 人事フィードバック | P16 P25 P31 P32 P33 |
| 指針 1-4 | 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。 | 3. 経営理念・法人の文化 5. 監査の品質管理体制 | P6 P16 |
| 指針 1-5 | 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。 | 5. (15) 職業倫理・独立性 5. (17) 非監査業務に対する考え方 | P24 P25 |
| 指針 1-6 | 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。 | 該当事項なし | |

| 原則 / 指針 | 原則 / 指針の内容 | 記載箇所 | 該当頁 |
|---------|--|---|--------------------------------|
| 原則 2 | 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。 | | |
| 指針 2-1 | 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。 | 4. (3) パートナー全体会議（社員総会）・経営会議 | P11 |
| 指針 2-2 | 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ●監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 | 4. ガバナンス体制 5. (2) 監査業務の実施 5. (3) IT (DX 化) 5. (21) ステークホルダーとの対話 6. 人材 | P8 P18 P18 P28 P30 |
| 指針 2-3 | 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。 | 4. ガバナンス体制 | P8 |

| 原則 / 指針 | 原則 / 指針の内容 | 記載箇所 | 該当頁 |
|---------|---|-----------------------------|-----|
| 原則 3 | 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 | | |
| 指針 3-1 | 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 | 4. (4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 | P12 |
| 指針 3-2 | 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。 | 4. (4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 | P12 |
| 指針 3-3 | <p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ●組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ●経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ●法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 | 4. (4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 | P12 |
| 指針 3-4 | 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。 | 4. (4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 | P12 |

| 原則 / 指針 | 原則 / 指針の内容 | 記載箇所 | 該当頁 |
|---------|--|--|------------|
| 原則 4 | 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | | |
| 指針 4-1 | 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | 4. ガバナンス体制 | P8 |
| 指針 4-2 | 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。 | 6. 人財 | P30 |
| 指針 4-3 | <p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ●法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ●法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ●法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること | 6. 人財 | P30 |
| 指針 4-4 | 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。 | 5. (2) 監査業務の実施 5. (21) ステークホルダーとの対話 | P18 P28 |
| 指針 4-5 | 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。 | 5. (19) 監査ホットライン | P26 |

| 原則 / 指針 | 原則 / 指針の内容 | 記載箇所 | 該当頁 |
|---------|--|---|--|
| 原則 5 | 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。 | | |
| 指針 5-1 | 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。 | 本報告書 | |
| 指針 5-2 | <p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ●監査法人における品質管理システムの状況 ●経営機関等の構成や役割 ●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ●法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長メッセージ 2. 監査品質指標 3. 経営理念・法人の文化 4. ガバナンス体制 5. 監査の品質管理体制 | <p>P2</p> <p>P4</p> <p>P6</p> <p>P8</p> <p>P16</p> |

| 原則 / 指針 | 原則 / 指針の内容 | 記載箇所 | 該当頁 |
|---------|--|---|------------|
| 指針 5-2 | <ul style="list-style-type: none"> ●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 | | |
| 指針 5-3 | <p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 | 該当事項なし | |
| 指針 5-4 | 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 | 4. (4) 経営評議会、社外ガバナンス委員による対談 5. (21) ステークホルダーとの対話 | P12 P28 |
| 指針 5-5 | 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。 | 本報告書 | |
| 指針 5-6 | 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。 | 5. (21) ステークホルダーとの対話 | P28 |

8 法人概要

法人名 ESネクスト有限責任監査法人
英文名 ES Next LLC
理事長 鈴木 真一郎
設立 2020年7月1日
所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル9階
人員数 理事 パートナー:9名
パートナー:15名
公認会計士:20名
公認会計士試験合格者:30名
その他:30名
合計104名
(2023年1月1日現在)

ES ネクスト有限責任監査法人は、
デジタルがプラットフォームになる新時代において、

『Next』 次世代をリードする、

『Entrepreneur』 経営者・起業家・新規事業者・各分野のイノベーターを、
様々な分野での多様な経験をベースにした高い専門能力により、

『Support』 ご支援することで、社会に貢献してまいります。





ESネクスト有限責任監査法人

ES Next LLC